

太美の公園で火災🔥が発生！

平成 28 年 9 月から 10 月にかけて、太美地区の公園施設内で火災がありました。

公園トイレのトイレトペーパーが外され、遊具、ベンチの上で火をつけられていました。原因等詳細は警察、消防で調査中です。

放火が頻発していることから、当面の間、遊遊公園・あいあい公園内トイレのトイレトペーパーを撤去しており、ご迷惑をおかけしておりますがご理解願います。

■火災発生の状況

9 月 26 日 (月) 遊遊公園 ベンチ

10 月 1 日 (土) あいあい公園 複合遊具

10 月 5 日 (水) 遊遊公園 ベンチ

■問合せ

・建設水道部建設課管理住宅係 (☎ 23 - 3197)

・当別消防署予防課予防係 (☎ 23 - 2537)

知っていますか？ 障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指し、今年 4 月 1 日に施行されました。

この法律は、障がいを理由とした「不当な差別的取扱い」の禁止をして、日常生活を送る上での障壁を取り除くために必要な「合理的配慮」をすることなどが定められています。

■この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止しています

不当な差別的取扱いとは、障がいがある人に対して、正当な理由なく、障がいがあることを理由として、サービスの提供を拒否や制限をする、障がいのない人にはつけない条件をつけることなど。

例) 障がいがあるという理由でアパートを貸さない。学校の受験や入学を拒否する。本人を無視して付き添いの人だけに話しかけるなど。

■この法律では「合理的配慮」を求めています

合理的配慮とは、障がいのある人から困っていることを取り除いて欲しいと求められたとき、負担になり過ぎない範囲で対応することです。

例) 段差がある場合にスロープなどを使って、車いす利用者の手助けをする。聴覚障がいのある人に絵や写真など音声以外で伝える。視覚障がいのある人には書類を読み上げるなど。

■役所や会社・店などではちょっと違う

不当な差別的取扱いをすることは、役所も会社・お店なども禁止されます。

役所は必ず合理的配慮をしなければなりません。会社・お店などは障害のある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

	役所	会社・お店など
不当な差別的取扱い	してはいけない	してはいけない
合理的配慮	しなければならない	するように努力する

障害者差別解消法の詳しい内容は、町ホームページにも掲載しています。

一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

■問合せ 福祉課障がいサービス係 (ゆとろ内・☎ 25 - 2665)

遊遊公園



あいあい公園



年金

読んで得する年金・国保のお話

国保

【11月は「ねんきん月間」です】

日本年金機構では厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置づけ、皆さんに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らせていただく「年金の日」としています。ぜひこの機会に「ねんきんネット」をご利用ください。「ねんきんネット」の詳細は、日本年金機構のホームページで確認いただくか、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

【年金の予約相談】

日本年金機構では、10月から全国の年金事務所では年金相談の予約を実施しています。年金請求の手続きや受給している年金の相談を希望する方は、基礎年金番号がわかる年金手帳や年金証書をご用意のうえ、「年金ダイヤル・☎0570-05-1165」をご利用ください。また、お近くの年金事務所でも受付けています。

■年金事務所出張相談所の開設

- ・日時 11月22日(火) 10時～15時
 - ・場所 商工会館(錦町) ・主催 札幌北年金事務所
- ※年金相談は予約制です。代理人が相談する場合は、委任状・身分証明書が必要です。

(相談予約専用ダイヤル ☎011-717-4133)

▼国民年金についての問合せ

住民課戸籍年金係 (☎23-2463)

【国民健康保険の加入・脱退手続きは、お済みですか】

国民健康保険は市町村が運営し、職場の健康保険などに加入していない方はすべての人が加入する制度です(これを“国民皆保険”といいます)。

職場を退職し健康保険などを喪失したときは、喪失後14日以内に社会保険等資格喪失証明書を持参し、役場の国保窓口で『加入手続き』を行ってください。また、会社などに就業し、国民健康保険以外の保険に加入した場合には、『脱退の手続き』が必要です。

加入・脱退ともに、自動的に保険が切り替わるものではありません。ご自身での手続きが必要です。

☆こんな場合も……

例えば、2年前に退職後、国保に未加入のまま経過し、けがや病気などで病院にかかる時に国保の加入の届け出をしたとしても、国保の加入日は届け出をした日ではなく職場の健康保険が切れた日(退職日の翌日)となります。この場合、2年前からの未加入期間分の国保税がかかることになり、経済的な負担が非常に大きくなります。

また、既に他の健康保険に加入しているのに、脱退の届け出が遅れ、国保の保険証で病院にかかっていた場合などは、かかった医療費を返還していただきますので、加入・脱退等の手続きは、なるべく早めに済ませましょう。

▼国民健康保険の問合せ

住民課国保・後期高齢者医療係 (☎23-2467)

給付金

臨時福祉給付金等の 申請期限は12月5日まで

国の臨時的な措置として支給される2つの給付金。対象と思われる方は期日までに申請してください。

◎各給付金の対象者

・「平成28年度臨時福祉給付金」

平成28年度分の町民税（均等割）が課税（または課税者に扶養等）されていない方（生活保護等を受けている方を除く）。

・「障害・遺族基礎年金受給者向け給付金（年金生活者等支援臨時福祉給付金）」

上記の平成28年度臨時福祉給付金の支給の対象となる方で、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給されている方（高齢者向け給付金の受給者を除く）。

◎申請手続き等

送付された申請書に必要な事項を記入し、本人を確認する書類等を返信用封筒に同封の上、**12月5日（月）**までに返送してください。

※平成28年1月2日以降に当別町に転入された方は、前住所地で申請となります。

※給付金の対象と思われる方で申請書等が送付されていない場合は、至急ご連絡ください。

※給付金の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

▼問合せ 臨時福祉給付金実施本部（ゆとろ内・☎25-2667）

個人番号

電子証明書とマイナンバー 関連のお知らせ

■住民基本台帳カードに記録している電子証明書

住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期間満了日まで利用することが可能ですが、有効期間満了後はマイナンバーカードを利用してください。

■マイナンバーカードの申請

申請から交付までは、1カ月程度かかります。確定申告等で電子証明書を利用する場合は、お早目に申請してください。

なお、マイナンバーカードは、平成29年1月に開設されるマイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請等に利用できます。また、顔写真つきのマイナンバーカードは初回無料で取得できます。

■マイナンバーが記載された通知カードを紛失した場合

昨年末に郵送されたマイナンバーの通知カードは、勤務先・税務署等から年末調整等の各種手続のため提示を求められます。

通知カードを紛失された方は、住民票でご自身のマイナンバーを証明できますので、「マイナンバー入り住民票」を役場窓口で申請してください。

なお、通知カードの再交付には1枚500円の手数料がかかります。

▼問合せ 住民課戸籍年金係（☎23-2463）



税務

年末調整説明会を開催します 事務担当者は出席ください

札幌北税務署が主催する年末調整手続きの説明会を開催します。

2人以上雇用している事業主、法人の青色申告者など、「源泉徴収業務」を取り扱う事業所などの担当者は必ず出席願います。

年末調整手続きを行うことで、ほとんどの給与所得者は、その年の所得税の納税が完了するとともに、改めて確定申告を行う必要がなくなります。

当日は、マイナンバーの記載等の説明のほか、源泉徴収票・法定調書等の必要書類も配布します。

▼日時 11月16日（水）

13時30分～

▼場所 役場第二庁舎

▼問合せ 税務課税務係（☎23-2332）

募集

町税徴収嘱託員（非常勤） を募集します

町税の納付勧奨、滞納整理および収納管理事務の補助をしていただく嘱託員（非常勤）を募集しています。

▼応募資格 当別町在住の健康な方でパソコン事務や車の運転ができ、町税等の滞納がない昭和36年4月1日以降に生まれた方。

▼募集人数 1名

▼勤務場所 当別町役場

▼勤務期間 12月1日～平成29年3月31日（更新する場合あり）

▼勤務時間等 10時30分～17時（週28時間45分）、土曜・日曜・祝日等は除く。

▼報酬 月額176,700円